

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

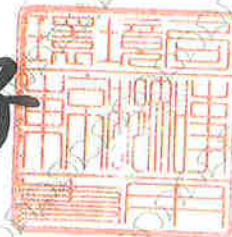
住所 東京都大田区城南島三丁目2番8号

氏名 S. P. E. C. 株式会社  
代表取締役 深江 伯史赤印ないものは無効  
再コピー禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 7月30日

許可の有効年月日 令和 8年 7月29日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と処分する特別管理産業廃棄物の種類

混練・不溶化：

①特定有害産業廃棄物

ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区城南島三丁目2番8号

施設種類	特別管理産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日	
混練・不溶化	燃え殻	3,690(t/日)	4,390(t/日)	平成29年4月11日	---	---	
	特定有害産業廃棄物 ア、金属等を含む特定有害産業廃棄物	汚泥					3,560(t/日)
	鉍さい	6,250(t/日)					
	ばいじん	4,080(t/日)					

## 3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 7月30日 新規許可

## 5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



東京都



(裏面)

別表 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

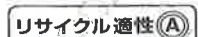
有害物質 禁	1 アルギル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二・ジクロロエタン	15 一・一・ジクロロエチレン	16 シス・トリー・二・ジクロロエチレン	17 一・一・トリー・トリクロロエタン	18 一・一・二・トリー・トリクロロエタン	19 一・三・ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四・ジオキササン	26 ダイオキシジン類
廃棄物名																										
燃え殻	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥(※)	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉍さい	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
指定下水汚泥																										

※ 汚泥は、脱水後のものに限る。

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

赤印ないものは無効  
再コピー禁止



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。